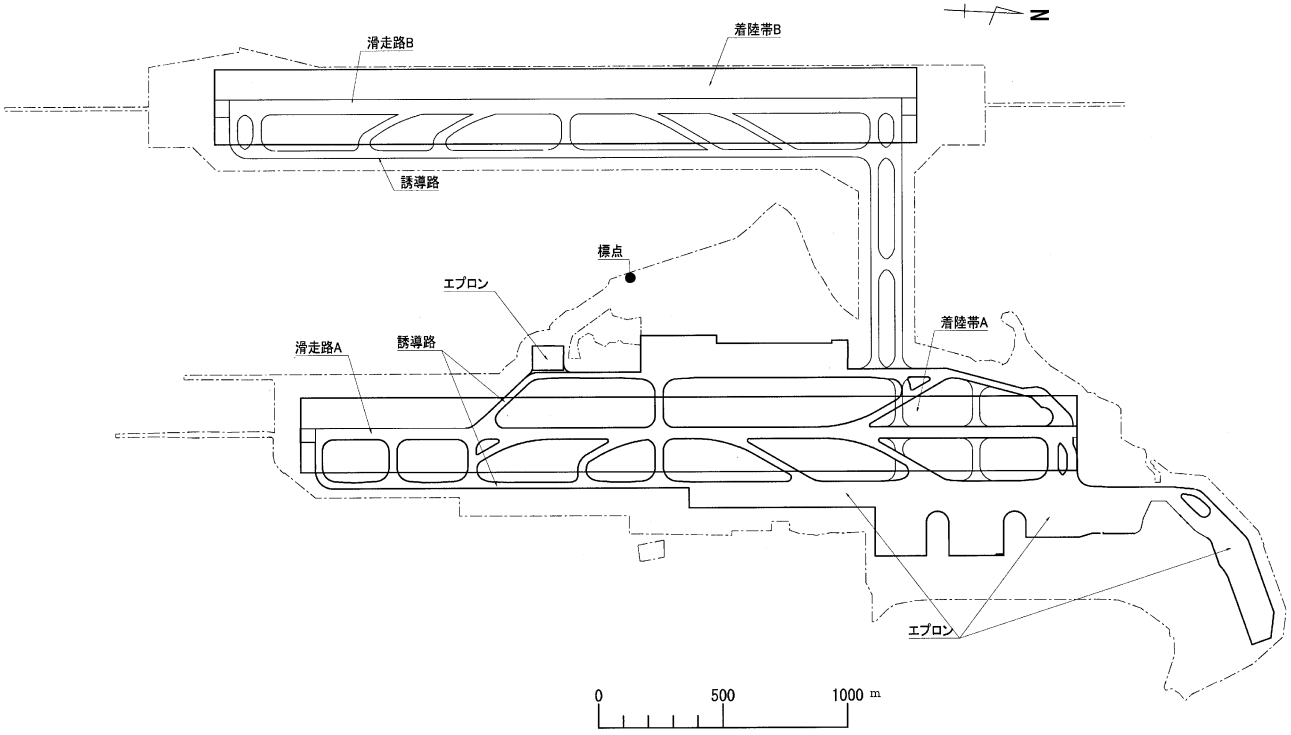
別図　那覇空港



※着陸帯Ｂ、滑走路Ｂ及び誘導路（平成25年国土交通省告示第882号において変更しようとする部分に限る。）は、平成32年3月31日に供用を開始する予定である。

○国土交通省告示第千二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を承認したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　森山　**裕**

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構
二　都市計画事業の種類及び名称　北部大阪都市計画公園事業五・五・二百七―二号安満遺跡公園
三　事業施行期間　自平成二十七年二月二十六日　至平成三十三年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　変更なし
使用の部分　なし

○防衛省告示第二百三十九号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十五年法律第二十八号）の施行に伴い、並びに関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十六年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第一号）第三条並びに第四条第二項及び第七項の規定に基づき、防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を次のように改正する。

平成二十七年十二月二十八日

防衛大臣　中谷　元

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示の一部を改正する告示

防衛省が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示（平成十九年防衛省告示第七十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに防衛大臣及び他の行政機関又は行政機関の長が所管する公益法人に係る防衛大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（平成十九年内閣府令第六号）に基づく手続等」を削る。

第四条第二項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「電子証明書」を「署名用電子証明書」に改める。

附　則

この告示は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十八年一月一日）から施行する。

人事異動

最高裁判所

山口地方裁判所判事・山口簡易裁判所判事　宇田川　基
兼ねて山口家庭裁判所判事に補する
山口家庭裁判所長を命ずる
千葉地方裁判所判事補兼千葉家庭裁判所判事補・千葉簡易裁判所判事　溝口　達
山口家庭裁判所判事補に補する
兼ねて山口地方裁判所判事補に補する
山口簡易裁判所判事に補する　山口　桂
札幌地方裁判所民事首席書記官を命ずる　井田　久敏
旭川地方裁判所事務局長　山口　雅高
旭川家庭裁判所事務局長
旭川地方裁判所事務局長を命ずる（以上十二月十六日）
福岡高等裁判所判事　福崎伸一郎
大阪高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
松山地方裁判所判事　河合　裕行
福岡高等裁判所判事に補する
部の事務を総括する者に指名する
松山家庭裁判所判事　河合　裕行
松山地方裁判所判事に補する
松山地方裁判所長を命ずる
簡易裁判所判事　河合　裕行
松山簡易裁判所判事に補する
松山簡易裁判所における司法行政事務を掌理する者に指名する
横浜地方裁判所判事　伊名波宏仁
松山家庭裁判所判事に補する
松山家庭裁判所長を命ずる